

別紙様式3 (一般競争入札)

令和3年度 津軽森林管理署金木支署公共工事(測量・建設コンサルタント等業務)契約状況

令和4年 1月 20日

分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 白戸 副康

工事(業務)名	施工(履行)場所	工事種別(業務区分)	工事(業務)概要	入札方式
森林技術・支援センター附属物品倉庫 外解体撤去工事	青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山540-25	解体工事	建物及び工作物等の解体撤去、土地の整地	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所	
3,610,203円	—円	令和4年 1月17日	青森県五所川原市飯詰字清野85-1 株式会社 坂本光組	
契約金額(税抜き)	工事(業務)着手の時期	工事完成(業務完了)の時期		
1,406,000円	令和4年 1月	令和4年 3月		

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和3年12月 2日

分任支出負担行為担当官

津軽森林管理署金木支署長 白戸 副康

1 工事の概要

- (1) 工事名 森林技術・支援センター附属物品倉庫外解体撤去工事
- (2) 工事場所 青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山540-25
- (3) 工事内容 建物及び工作物等の解体撤去、土地の整地
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和4年3月24日まで
- (5) 契約締結期限 落札決定後7日以内
- (6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 青森県内の市町村に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。
また、経常建設共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (3) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設工事」の「土木一式工事」又は「建築一式工事」、かつ、「解体」の一般競争参加資格の確認を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局の一般競争参加資格の再認定を受けた者であること。）で、「土木一式」又は「建築一式」の等級格付がC等級又はD等級に格付けされていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 法令等の規定により許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けている者であること。
ア 建設業法の許可について
建設業法第3条第1項に基づき、「土木工事業」又は「建築工事業」、かつ、「解体」の許可を受けている者。
イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る登録について
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条により、青森県知事の登録を受けている者。
- (6) 平成18年4月1日以降（過去15年間）に、元請けとして以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同

種工事の施工実績を有することとし、経常建設共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

同種工事：建物解体撤去工事（新築工事又は改築工事に伴う建物解体でも可。）であること。

- (7) 建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者で、次に掲げる基準を満たす資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

資格はアからエまでのいずれかを有し、力の要件を満たしている者。

なお、ア及びイの資格者で平成27年度までの合格者については解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講、ウの資格者については、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講を必要とする。

ア 1級土木施工管理技士若しくは2級土木施工管理技士（土木）

イ 1級建築施工管理技士若しくは2級建築施工管理技士（建築又は躯体）

ウ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））

エ 国土交通大臣が認める実務経験年数等を有する者

オ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

カ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料の受付日以前に3ヶ月以上ある者。

キ 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記アからオのいずれかの資格及びカの要件を満たしていること。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 各森林管理局・署等が発注した建設工事で、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和元年度及び令和2年度に完成・引渡が完了している工事の実績がある場合において、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でない者であること。

なお、該当年度は、工事の終日（工事期限）が属する日によって判断するものとする。

イ 令和2年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し、完成・引渡しが完了した工事がある場合において、当該工事の工事成績評定点が65点未満でないこと。

ウ 経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記ア及びイの要件を満たしていること。

- (10) 上記1に示した「工事に係る設計業務等の受託者」又は「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は「東北測量株式会社」である。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

- (12) 当該工事の入札説明書及び見積もりに必要な図書等を、発注者の指定する方法

- で交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (13) 次の事項に該当しない者であること。
- ア 不誠実な行為の有無
請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。
 - イ 経営状況
手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。
 - ウ 安全管理の状況
事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。
 - エ 労働福祉の状況
賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。
- (14) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法(CD-R等による配布等)での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (15) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から、当局長（署長、支署長を含む。）に対し、暴力団が、実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (16) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等の提出期間、提出場所及び方法
申請書等は、電子入札システムにより提出すること。
ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記イの場所に郵送等（配達証明ができるものに限る。以下同じ。）又は持参して2部提出すること。
なお、詳細は入札説明書による。
- ア 提出期間：令和3年12月3日（金）から令和3年12月16日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く）の午前9時00分から午後4時00分までとする（正午から午後1時までを除く。）。
 - イ 提出場所：〒037-0202 青森県五所川原市金木町芦野200-498
津軽森林管理署金木支署 総務グループ
電話：0173-53-3115
- (3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。
- (4) 上記(2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部署

〒037-0202 青森県五所川原市金木町芦野200-498

津軽森林管理署金木支署 総務グループ

電話：0173-53-3115

(2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

入札説明書等は、電子入札システムにより交付するものとし、下記の期間内に電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ただし、やむを得ない事情等により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記のア及びイにおいて交付する。なお、紙入札による場合は、発注者の指示する方法で交付するので、担当部署にその旨を申し出ること。

ア 交付期間

令和3年12月2日（木）から令和4年1月11日（火）

イ 交付場所

上記3(2)の提出場所と同じ。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和4年1月11日（火）午後4時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和4年1月6日（木）午前9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和4年1月12日（水）午前10時00分までに津軽森林管理署金木支署入札室へ入札書を持参すること。

ウ 開札は、令和4年1月12日（水）午前10時00分に津軽森林管理署金木支署入札室において行う。ただし入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争入札参加資格通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札による競争入札への参加に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

工事費内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

なお、入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、提出した申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定

落札者の決定は、本公告に示した工事を履行できると分任支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。

(10) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれ

のある依頼又は情報聴取

本公告に係る工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業工事請負契約約款

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>）をご覧ください。

入札執行調書

件名 第1号 森林技術・支援センター附属物品倉庫外解体撤去工事(金木支署)

日時 令和4年1月12日 10時00分

場所 津軽森林管理署金木支署 入札室

執行者 所属 津軽森林管理署金木支署 官職 農林水産事務官 氏名 白戸 副康 ✓ 確認者 所属 津軽森林管理署金木支署 官職 農林水産技官 氏名 齊藤 英昭 ✓

立会者 所属 津軽森林管理署金木支署 官職 農林水産技官 氏名 阿部 隆雄 ✓

番号	入札者名	第1回		第2回		備考
		順位	金額	順位	金額	
1	株式会社 坂本光組	1	1,406,000			落札
2	株式会社 今与建設					辞退
3	株式会社 佐々木建設工業					辞退
4						
5						
6						
7						
8						

(注1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

(注2) 執行者は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

(注3) 総合評価落札方式による場合は2段書きとし、「金額」欄の上段は「評価値」、下段は「金額」を()書きとし、「順位」欄の上段は「評価値」による順位、下段は「金額」による順位を()書きとする。

令和3年度

工事名：森林技術・支援センター附属物品倉庫外解体撤去工事

工事内訳書

工期：施工期日は令和4年3月24日までとする。

工事場所：青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山540-25

工 事 費 内 訳 書

工 事 名：森林技術・支援センター付属物品倉庫外の建物解体・工作物等撤去工事

工 事 場 所：青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山540-25

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接工事費					
Ⅰ 解体工事費	1.0	式		684,698	
Ⅱ 工作物撤去費	1.0	式		1,429,813	
Ⅲ 廃材運搬費	1.0	式		303,600	
計				2,418,111	
諸 経 費	1.0	式		833,700	
Ⅳ 廃材処分費	1.0	式		358,392	
工事原価				3,610,203	
消費税相当額	10	%		361,020	
合 計				3,971,223	

工 種：建物解体

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
I 解体工事費						
建物 ①						
木造建物手機械併用こわし	住宅・(仮設養生共)・(廃材積込含)	49.89	m2			
木造布基礎解体	CF04・(積込共)	53.74	m			
束石(ブロック)解体	TS02・(積込共)	21	ヶ所			
土間コンクリート解体	厚90mm・無筋・DC02(積込共)	4.93	m2			
便槽・[撤去B]	4人用・既製品・(汲取清掃別途)	1	基			
木造下屋 [掘立・外壁付]	カラー鉄板波板葺・張・面積3㎡未満	0.56	m2			
共通仮設費		1	式			
①-計						
建物 ②						
木造建物手機械併用こわし	工場・倉庫・(仮設養生共)・(廃材積込含)	11.03	m2			
束石(ブロック)解体	TS02・(積込共)	14	ヶ所			
共通仮設費		1	式			
②-計						
小 計						

工 種：廃材運搬費

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
III 廃材運搬費						
運搬 木くず 廃材量29.67m ³	運搬車両4 t 車・運搬距離20 k m	3	台			
	運搬車両2 t 車・運搬距離20 k m		台			
運搬 ガレキ (コンクリート) 廃材量17.50m ³	運搬車両4 t 車・運搬距離20 k m	5	台			
	運搬車両2 t 車・運搬距離20 k m	1	台			
運搬 金属くず 廃材量5.35m ³	運搬車両4 t 車・運搬距離20 k m	1	台			
	運搬車両2 t 車・運搬距離20 k m		台			
運搬 屋根葺き材 廃材量3.46m ³	運搬車両4 t 車・運搬距離50 k m	1	台			
	運搬車両2 t 車・運搬距離50 k m	1	台			
運搬 ガラス・陶磁器 廃材量0.31m ³	運搬車両4 t 車・運搬距離20 k m		台			
	運搬車両2 t 車・運搬距離20 k m	1	台			
運搬 廃プラ 廃材量2.20m ³	運搬車両4 t 車・運搬距離30 k m		台			
	運搬車両2 t 車・運搬距離30 k m	1	台			
運搬 混合廃材 廃材量7.55m ³	運搬車両4 t 車・運搬距離30 k m	2	台			
	運搬車両2 t 車・運搬距離30 k m		台			
運搬 石膏ボード 廃材量2.83m ³	運搬車両4 t 車・運搬距離50 k m	1	台			
	運搬車両2 t 車・運搬距離50 k m		台			
運搬 床仕上げ材 廃材量0.94m ³	運搬車両4 t 車・運搬距離30 k m		台			
	運搬車両2 t 車・運搬距離30 k m	1	台			
小 計						

